協議離婚届の書き方とご注意

≪注意≫
※未記入、誤記等により、受理できないことがあります。ご了承ください。

該当する箇所にチェックし、
本籍・筆頭者氏名を記入してください。

・もとの戸籍に戻る場合
▸婚姻前の本籍地、筆頭者を記入してください。
▸婚姻前の氏（旧姓）にもどります。
※もとの戸籍が除籍となっている場合、もどることはできないので、「☑新しい戸籍をつくる」にしてください。

・新しい戸籍をつくる場合
▸本籍には実在する町名・地番を記入してください。
▸筆頭者には婚姻前の氏にもどる者の氏名を婚姻前の氏（旧姓）で記入してください。

・離婚後も、婚姻中の氏を続けて称する場合
▸何も記入しないでください。
※離婚届の他に、「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。

≪未成年の子がいる場合≫

①子の親権について父母のどちらかまたは父母双方を選択し、該当する欄に子どもの氏名（フルネーム）を記入してください。

※親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申し立てをしている場合、「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申し立てがされている子」の欄に子どもの氏名（フルネーム）を記入してください。
→親権を指定する審判の確定又は調停の成立後に、親権者指定届をする必要があります。審判による場合は審判書謄本及び審判確定証明書、調停による場合は調停調書の謄本を添付し、届出を行ってください。

②親権者の定めについて真意に基づいて合意した旨にチェックをいれてください。

※親権者を定めても子の戸籍に変動はありません。
子を離婚後の親権者の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所の許可を得て「入籍届」の届出が必要です。

日中連絡のとれる電話番号を記載してください

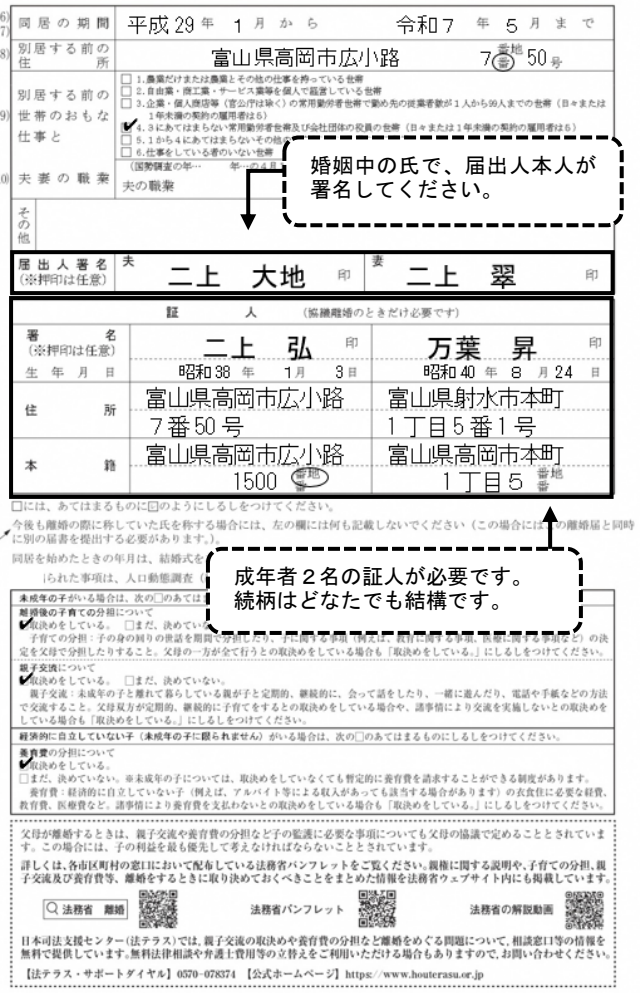

婚姻中の氏で、届出人本人が署名してください。

成年者２名の証人が必要です。
続柄はどなたでも結構です。

高岡市役所市民課
〒933-8601　高岡市広小路７番50
TEL：0766-20-1336